

親子の心の診療における産科・精神科連携体制の提案に関する研究

「特別養子縁組の養親における子育て支援に関する研究」

研究分担者 川名 敬（日本大学医学部産婦人科学分野）

研究協力者 鮫島 浩二（さめじまボンディングクリニック）

研究要旨

特別養子縁組は、養育困難な生母にとって有効な手段であり、また児童虐待を未然に防止するための支援でもある。本研究では、特別養子縁組の養父母から見た親子支援についての問題を明らかにすることを目的とした。まず、養父母に無記名アンケート調査を行った。特別養子縁組の監護期間中に育児支援の困難さ、養子への真実の告知等の養父母から見た親子支援についての問題を明らかにした。次に、特別養子縁組の相談を行ってきた生母（出産した母親）の実態調査を行った。生母、特に若年出産の生母では、子を養親に託した後、出産前の元の生活の場へスムーズに戻る事が課題となっていた。また、多くの生母は家族からの支えを必要としており、何らかの事情で家族の支えが得られない場合は家族に代わる支援システムが求められる。特別養子縁組を推進するため、本研究で得られた課題をカバーできる支援体制の構築が急務である。

A. 研究目的

児童虐待防止のための対策として、特定妊婦、社会的ハイリスク妊婦の出産後の支援の1つとして特別養子縁組は有効な選択肢の1つである。この段階では、産婦人科医を中心とした行政、福祉との連携が重要であり、産婦人科医のかかわりは大きい。

特別養子縁組制度は、児童福祉のための適切な環境に置かれない乳幼児が別の家庭で養育を受ける制度である。普通養子縁組と異なり、目的はこどもの福祉である。養親は結婚している必要があり、養子の年齢は6歳未満と定められている。また、実親との関係は終了することから、児童虐待防止のための1つの対策としても注目されている。

近年、虐待死をはじめとする児童虐待が社会問題となっており、いわゆる社会的ハイリスク妊婦、特定妊婦等から生まれる乳幼児の中には、虐待防止の出口対策として特別養子縁組を行うことによって、こどものみならず、実母も虐

待の被疑者になることから免れるという恩恵を受けられる。

一方で、近年の晩婚化によって、生殖補助医療を駆使しても、夫婦が実のこどもを授からないケースが少なくない。生殖補助医療が不成功に終わった夫婦にとって特別養子縁組は実子を得る機会となる。

厚労省の調べでは、里親等でこどもを委託した率は、平成18年は9.5%であったが、平成28年には18.3%と倍増している。日本で里親制度が根付き始めていることが窺える（ただし、地域格差は大きく、少ない自治体では8%、多い自治体では50%と10倍近い開きがある。）。未だに日本で、この制度が普及しない理由として、各自治体のマンパワーや近隣産婦人科分娩施設の積極性の欠如が考えられる。地域における育児支援システムの改良で対応可能であろう。一方で、こどもを得た養親や、こどもを委託した生母側の問題もある。彼らが抱える課題、不安が特別養子縁組への障壁となっている可能

性もある。

そこで本研究では、養親と生母について、実際に特別養子縁組を行っている産婦人科分娩施設の団体との共同研究を行った。

本研究では、研究協力者である鮫島浩二先生（さめじまボンディングクリニック）が中心となっている全国の産婦人科医から成る「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会（以下、あんさん協）」の協力を得て研究を行った。あんさん協では、H25年9月から特別養子縁組を開始し、約5年が経過している。

H29-30年度は、養父母が抱える育児支援の課題を浮き彫りにすることを目的とした。特に、養子となった子どもの心の発達に影響する因子もしくはそれを不安に考える養父母への支援について探ることである。特別養子縁組を行った養父母を対象として、実態調査を行う。調査方法は、無記名アンケートとして、あんさん協のメンバー（19施設）の協力を得て実態調査を行う計画である。本研究は、日本大学医学部研究倫理審査委員会の承認を得て実施した。

H30-R1年度は、研究協力者の鮫島浩二先生のもとで実態調査を行った。養父母を対象として、背景、意識、育児不安、養子育児における問題点を問うこととした。特別養子縁組が増加している日本の現状に則した育児支援体制を構築する必要がある。その体制において、養子となった子どもと養親の関係と、出産した生母のこころの発達の実態を把握することをめざした。

特に、養子のこころの発達という観点からは、この研究は長期的な追跡が必要であるが、養子となった子どもの人間形成やこころの発達に養子縁組が影響をもたらすとの報告もあるが、これまでの国内の研究は、壮年期になってから

の真実告知を行われたケースが多い。

近年、真実告知を幼少期に行うことが推奨されているが、養子はまだ壮年期に達していないため、こころの発達についての検討は少ない。本研究では、情報が限られている中で養親が子どものこころの発達をどのように理解し、対応していこうとしているかを調査した。

B. 研究方法

さめじまボンディングクリニックを中心とする全国の産婦人科医から成る「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会（以下、あんさん協）」を介して特別養子縁組を行った養父母を対象として、実態調査を行う。調査方法は、無記名アンケートとして、あんさん協のメンバー（19施設）の協力を得て実態調査を行う計画である。本研究は、日本大学医学部研究倫理審査委員会の承認を得て実施した。

2013-2018年の5年間であんさん協に相談してきたで妊婦を対象とした。研究協力者の鮫島浩二先生のもとで、あんさん協に相談してきた生母の背景を調べ、生母自身へのアンケート調査を実施した。アンケート調査は、あんさん協メンバーの各診療所で実施され、その結果を解析した。

（倫理面への配慮）

実態把握のためのアンケート調査は、すべて無記名アンケートとし、医学部研究倫理委員会の承認のもと、倫理的な配慮、個人情報保護を十分に確認してうえで実施された。

C. 研究結果

H29-30年度

あんさん協を介して特別養子縁組をした 57

組の養父母に対して、無記名アンケートを実施した。実施場所は、さめじまボンディングクリニックとした。回収率は100%であり、全養父もしくは養母から回答を得た。養父55%、養母45%であった。養父の年齢分布は40歳以上が約75%、養母の年齢分布は40歳以上が約80%であった。養子の性別は男女比が1:1、縁組をした時の養子の年齢は、90%以上が0歳であった。こどもの現在の年齢は0-4歳であるが、育児におけるこどもの行動で気になる点の問いでは、「特に無し」が70%であったが、「困ることをされた、養親の傍を離れない、赤ちゃん返り」が30%で認められた。養子である事実を伝えた養親は約半数であった。こどもが2歳以降で伝えているケースが約7割であった。

特別養子縁組のこどもを育てるうえで課題となっている点として、監護期間は“他人”扱いであるために育児支援を受けづらいこと、都道府県によって特別養子縁組制度の扱いが異なっていること、養育相談会等の育児支援事業に参加しにくい自治体があること、等が浮き彫りとなった。

H30-R1 年度

あんさん協への相談研究は、5年間で147件であった。そのうち、59例(40.1%)が未成年であった。59例の未成年生母のうち、19例(32/2%)は自分で養育することを決意していた。

特別養子縁組を選択した生母66例のうち47例、自分で養育を選択した生母43例のうち27例がアンケート調査(電話による)に回答された。それぞれ回答率は71%、62%であった。

養子縁組を選択した生母32例の出産後追跡では、元の大学・高校・中学に復帰したのは4例(12.5%)のみであった。別の学校に編入・進学したのが6例(18.8%)であった。一番多

かったのは、パート・バイト11例(33%)であった。就職したのが9例であった。元の学校に復帰した生母が少ないことが特徴と言える。自主退学に追い込まれたケースもあった。

養子縁組の制度を使ったことについて、後悔している生母はいなかった。自主性を重んじて選択をさせるあんさん協の手法の結果と考えられた。

妊娠、出産に際して、こころの支えとなった人を質問したところ、回答を得た19例中、15例は家族(身内)(約80%)と回答しており、パートナーと回答したのは1例のみであった。パートナーより家族の存在がこころの支柱となっていた。

生母全体への質問として、精神的辛さ、葛藤を乗り越えるために必要なこととして、学校復帰、社会復帰など、社会との交流が重要であることが窺えた。

D. 考察

特別養子縁組の親子に関する調査研究は、国内ではまだ多くない。今後、国内で特別養子縁組の必要性が益々高まっていく中で、今回の調査が実施された。また、H30年4月から施行される養子縁組あっせん法によって特別養子縁組のシステムが整備され、そのケアも進むことが期待される。法整備ののちに各自自治体で実際的に何を行うべきかを明確にするための資料として、厚生行政に役立てていただきたい。

本研究で最も注視しているのは、養親の育児支援に必要なものと、養子となったこどもの心のケアに対する養親の対応、である。養子縁組という真実に直面した子どもと接する養親の取るべき姿勢や育児方針をサポートする体制構築に向けた一歩と考えられる。

アンケート調査に回答した養親のうち、半数

が養父であったことから、一般的な父親の育児に対する関心度よりも養父は高い関心を持っていることと推察された。

また、今回の調査の限界として、養子の子どもがまだ4歳以下であるため、真実を伝える段階に至っていない親子が約半数を占めた。こどもが2歳くらいからは真実を伝え始めていた。

一方、生母へのアンケート調査では、特別養子縁組を選択した生母も、養育実母となった生母も、全員が“後悔ない”と回答された（ただし、未回答者は含まれていないためバイアスはある）。特別養子縁組を推進していくにあたり、生母の自主性を重んじることで、適切な方向が得られたと考えられる。

中高生の生母では、子を養親に託した後、出産前の元の生活の場へスムーズに戻れる事が、喪失感・トラウマを乗り越えるために必要な要素である。多くの生母が家族の支えを必要としている。何らかの事情で家族の支えが得られない生母の場合においては、家族にかわる支援システムが必要であろう。

高校生の妊娠では妊娠発覚後、自主退学に追い込まれるケースに遭遇することがある。本人に就学の強い意志がある場合においては、母子保護の視点から母子に優しい教育支援体制を構築が望ましい。里親制度の普及が進むにつれ増加が予想される生母（養育実母になった生母を含む）の支援マニュアル等も期待される。

E. 結論

特別養子縁組が増加している日本の現状に則した育児支援体制を構築する必要がある。その体制において、養子となった子どもと養親の関係と、子どものこころの発達の実態を把握するために更なる調査を行う必要がある。

特別養子縁組は、未然に養育不安による生母の精神疾患、自殺、もしくは児童虐待を防止するための対策として、有用性であると考えられる。しかし、そのためには、生母が自分での養育か、養子縁組かを選択するための環境を、産科施設、行政（児童相談所）が連携して提供する必要がある。また、未成年等の生母の産後の“こころのケア”は、保健所のみならず、学校関係者への理解が重要である。

社会としては、生母の学校復帰、社会復帰の支援体制を整えることが急務である。

そのためにも、里親制度、特別養子縁組の啓発、周知が一層必要であると考えられた。

この研究は長期的な継続が必要である。養子となった子どもの人間形成やこころの発達に養子縁組が影響をもたらすとの報告もあり、養親はそれを理解し、どのように対応していくか、特別養子縁組を一層普及させるために、養親、生母の敷居を低くするための情報を発信することが児童虐待防止にもつながる。

F. 研究発表

1. 論文発表

- (1) 鮫島浩二、親になりたい人を支える、親を支える、子どもを支える 特別養子縁組がもたらすもの、日本不妊カウンセリング学会誌、16: 28-34, 2017
- (2) 川名 敬、荻田和秀、鮫島浩二、健やか親子21（第2次）の推進に向けて、妊産婦の視点から見た児童虐待 産婦人科としての取り組み、子どもの心とからだ、25: 370-372, 2017

2. 学会発表

無し

G. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む)

1. 特許取得

無し

2. 実用新案登録

無し

3. その他

特に無し